☆☆　新型コロナウイルス感染症ニュース 第108号　2022.2.28　☆☆

春の気配とともに花粉の季節の到来が予想されます。新型コロナウイルス感染症との鑑別も悩ましいところですが、しっかり感染予防をしつつワクチン接種など必要な対策をしたいと思います。

安藤会長より、会員の皆様へ

新規陽性者数のピークは超えたようですがはっきりとした減少傾向とは言えません。これからの数週間は入院者数を含めて療養者数の高止まりが予想され、正念場は続きます。ひきつづき適切な治療や注意深い見守りをお願いいたします。

感染力は強いが重症化率は低いと言われてきたオミクロン株が、結果として最悪の被害を全国にもたらしています。オミクロン株は従来の感染対策の強化だけでは通じません。ワクチン接種率を上げることが最も有効と考えます。おかげさまで仙台市の追加接種は国内トップ級に進んでおり、すでに市内高齢者の6割が接種済みです。このことが今後の明るい見通しにつながることを信じております。高齢者施設の巡回接種は特に重要です。接種が進んでいない施設を見出し、早期に完了していきたいと思います。

最後に、このたびのロシアによる軍事的侵攻に強く反対いたします。人々の命と健康を守るわれわれの立場からも決して許せない行為であることを会員の皆さまと共有したいと思います。　（安藤健二郎）

宿泊療養施設オンコール当番、ご協力のお願い

宿泊療養施設の運用に仙台市医師会が協力しているところは現在、6施設です。3月からもう1施設に協力することとなりました。泉区内の泉インターチェンジ近くの施設となります。平日、週末いずれでもかまいません。3月中に月に1日でも数日でもご協力いただける先生がいらっしゃいましたら事務局までご連絡いただきたく思います。近日中にビズシステムを用いたアナウンスも行う予定です。

（担当　佐々木祐肇）

在宅療養患者さんへの療養マニュアル（仙台市医師会）…末尾に添付

新型コロナウイルスに感染して、在宅療養をされている患者さんがこれまでにない人数になっております。保健所でもITの有効活用などで対応しておりますが、決して余裕のある状況ではありません。若い方では重症化することは少ないとはいえ、注意深い観察は必要であり、また患者さんに安心な環境を作るためにもかかりつけ医の役割は重要です。

巻末に仙台市医師会理事、かわむらこどもクリニック院長の川村和久先生が編集され、保健所でも内容を確認していただいた**感染者・濃厚接触者自宅療養マニュアル**を添付いたします。各医療機関で在宅療養患者さんにお渡しすることも可能であり、在宅療養患者さんのフォローにお役立ていただくとともに、在宅療養の現状を理解していただくにも有用と思われます。　（CVPT；福壽岳雄）

抗原定性検査キットが不足した医療機関からの緊急的な購入希望に個別に対応する仕組みの整備について（R4.2.18）

抗原定性検査キットについて、個別の医療機関において通常の方法での抗原定性検査キットの確保が困難となった場合に、**緊急的な購入希望を個別に厚生労働省が受け付け**、医薬品卸売販売業者による供給につなげる仕組みが整備されました。

対象となる医療機関は、**抗原定性検査キットの在庫量**が、当該医療機関における**1週間当たり**の新型コロナウイルス感染症の**行政検査の実施実績の過去最大数を下回った**医療機関に限られます。行政検査の実施に支障を来す恐れがある場合に必要な量を国に申請するものとされ、**備蓄等を目的とした申請は行わない**ことにご留意ください。

申請は、令和4年3月31日（木）までに、厚生労働省のウェブサイトに掲載の専用フォームに申請することとされております。

（URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kougen_shinsei_00005.html）

仙台市におけるワクチン接種の現状について

仙台市のワクチン追加接種は皆様のご協力で順調に進められ、全国的にも接種率は上位を維持しております。予約状況は個別接種のほか、土日曜の集団接種はファイザーワクチンが使用されている TKP の予約が取りにくい状況ですが、他の市民センターでは予約が埋まるまでに時間がかかっております。大規模接種については、現在は予約が取りやすい状況です。接種をお急ぎの方へのご案内をご検討ください。

今後の個別接種医療機関へのワクチンの移送について、現状でも予定できるものは**モデルナ社製ワクチンのみ**ですが、移送希望量はほぼ確保できる見込みです。先日の希望量調査に基づき、**3 月 3 日を目途に移送通知書**が送られる見込みです。なお、ファイザー製については未だ供給時期および供給量について未定であり、移送のめどが立ち次第、希望調査が行われます。

市民への**接種券の送付**は**令和 3 年 9 月 2 日までに 2 回目の接種を完了した方、約 8 万 8 千人**を対象に本日（**2 月 28 日**）、**郵便局への持ち込み**が予定されております。そのため、市民のお手元に接種券が到着する 3 月 2 日頃を目安に各医療機関に対してお問い合わせが見込まれます。

5～11 歳の小児対象のワクチン接種は当初の予定通り、2 月 25 日から 3 月末までの間に、年齢が上の方から段階的に、接種券が送付されることになっております。小児接種を実施していただく各医療機関に対しては、2 月 25 日の移送量通知に基づき、3 月 9 日から 3 月 22 日の間の接種に使用するワクチンが 3 月 8 日に、3 月 23 日から 4 月 11 日の間の接種に使用するワクチンが 3 月 22 日に送付されます。

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布等について（R4.2.21）

コミナティ筋注 5～11 歳用が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種として、予防接種法上に位置づけられたこと等、本年 2 月 10 日に開催された「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」の審議結果を踏まえ、厚生労働省より各都道府県知事等宛て標記の通知 2 件がなされました。

予防接種法施行令の一部改正においては、新型コロナワクチンの接種を受ける**努力義務**について、**妊娠中の者は対象**とし、**12 歳未満の者は対象としない**こととされております。

また、予防接種実施規則では、コミナティ筋注 5～11 歳用の初回接種（1・2 回目接種）の実施方法として、「生理食塩液 1.3mL で希釈し、18 日以上の間隔をおいて、0.2mL を 2 回筋肉内に注射する方法」が追加されております。接種間隔については、同実施規則では許容されうる**最短間隔として 18 日**が規定されていますが、「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」においては**原則 3 週間**とされています。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について（R4.2.21）

文部科学省からの発出文書です。

1．学校等**集団接種**に関して、**現時点で推奨するものではありません**。ただし市町村の判断において実施することができます。
2．新型コロナワクチンの**接種に伴う出欠**等の取扱いについて、校長が認めた場合に**出席停止・忌引き等の日数**として、欠席としないことも可能。副反応であるかに関わらず、**接種後、幼児児童生徒に発熱等の風邪の症状**が見られるときには、**出席停止の措置**を取ることができる。
3．**予防接種歴の取扱い**について、**接種の強制につながることのないよう**、市町村や学校等においては、幼児児童生徒の行事への参加等に際して、ワクチンの接種等の条件を付すべきではない。学校においても、学校外において実習を行う場合など、何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する必要が生じることも考えられるが、その際には、**個人情報としての取扱いに十分に留意**して把握するようにする必要がある。
4．新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、**差別やいじめなどが起きることの**

ないよう、学校等においては「**ワクチンの接種は強制ではない**こと」「周囲にワクチンの接種を**強制してはいけない**こと」「身体的な理由や様々な理由によってワクチンを**接種することができない人**や**接種を望まない人**もいること」「その**判断は尊重されるべき**であること」などを幼児児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。

５．コロナワクチンの接種に当たっては、**生徒及び保護者が自ら接種の判断**ができるよう、ワクチンの**効果や副反応、接種に関する相談先の情報等について十分に周知**されることが重要。

新型コロナウイルス感染症への診療報酬上の主な対応について（再周知）(R4.2.18)

日本医師会からの通知です。診療報酬上のコロナ特例措置等について、現場から算定可能であるのに算定・請求していない医療機関があるという指摘に基づき、現行の診療報酬上のコロナ特例の主なものについて、改めて通知されました。

《外来》

令和２年４月８日～

◇ 新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者を含む）に、必要な感染予防策を講じた上で実施される外来診療で、受診の時間帯によらず、**院内トリアージ実施料（300 点／回）**が算定できる。

令和３年９月 28 日～

◇ 自治体ホームページで公表された診療・検査医療機関が、新型コロナへの感染を疑う患者に、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合、**院内トリアージ実施料（300 点／回）**とは別に**二類感染症患者入院診療加算（250 点／日）**を算定できる。

◇ 新型コロナウイルス感染症の患者の外来診療について、通常の場合は**救急医療管理加算（950 点）**が算定できる(注、宮城県では新型コロナウイルス感染症の**検査を実施し、同日に結果が陽性**となり**同日付けで発生届**を提出したあと、**レントゲン等の検査や処方せんを発行**したなどの場合のみ)。

令和３年 10 月１日～令和４年３月 31 日まで

◇ 6 歳未満の乳幼児に対し、感染予防策を講じた上で外来診療等を実施した場合、50 点が算定できる。

《在宅》

令和３年９月 28 日～

◇ 自宅・宿泊療養中の**新型コロナウイルス感染症患者に対する往診**について、ロナプリーブ投与を行った場合は救急医療管理加算の５倍（4,750 点）が算定できる。その他の場合は救急医療管理加算の３倍（2,850 点）が算定できる。

令和３年８月 16 日～

◇ 自宅・宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者に対して**電話等を用いた初診・再診**を行った場合に、**二類感染症患者入院診療加算（250 点）**が算定できる。

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた診療に係る特例的な対応」の通知に関するお知らせ

宮城県医師会からの通知です。R4.2.17 付の厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 66)」において、自宅療養中のコロナ患者さんなどに対して健康観察を行う場合などの二類感染症患者入院診療加算（250 点）が、500 点で算定できることや、高齢者施設への補助金の増額などを行うものが示されました。しかし、**対象は「まん延防止等重点措置」区域**とされており、**宮城県は該当しません**。

ニュース部、ワクチン担当チームより （108 号担当　福壽岳雄）

ニュースも 108 号になりました。新型コロナウイルス感染症の世界的パンデミックに、世界人類が一致団結協力して立ち向かい、ウイルスと煩悩が一掃されることを祈念しております。

仙台市医師会へのご意見・ご質問等は FAX、メールでお願いいたします。

FAX：022-267-5193　　メール：sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp

感染者・濃厚接触者自宅療養マニュアル 1st ed.

1）感染者（検査陽性者）

新型コロナウイルスの検査の結果、陽性者にはクリニックから電話で通知を行います。加えて居住区の保健福祉センター（保健所支所）からショートメールが届きますので、指定されたリンク（URL）から基本情報の入力をお願いします。入力確認後、担当保健所支所から電話で連絡が入ります（陽性者が多数の場合には連絡が翌日になる場合があります)。入力が難しい場合には電話での対応も可能です。連絡がつかない場合には保健所が訪問する場合がありますので、速やかに入力してください。

症状などの経過を元に、入院、宿泊療養、自宅療法の方針の連絡（ショートメール）が入ります。

健康観察については、My HER-SYS(マイハーシス：厚生労働省健康管理システム)から自動音声電話がかかり報告する方法と、宮城電子申請サービスにアクセスして入力する方法があります。どちらでご報告するかは、担当保健所支所から届くメールで確認ください。

（1）体調の確認

1日2回検温をして、体調を観察してください。

高熱の継続、咳、息苦しさなどの症状に悪化があった場合には、かかりつけ医、受診・相談センターまたは夜間相談ダイヤルに連絡してください。

（2）生活上の注意点

- 感染拡大防止のため、ご本人は外出せず、自宅で過ごしてください。自宅内でも必要最小限の行動にとどめてください。
- ご家族など同居の方も、生活上、必要な外出を除き、不要不急の外出は控えましょう。外出する場合はマスクを着用してください。
- 外部からの不要不急の訪問者は受け入れないようにしましょう。

（3）同居者がいる場合は下記の点について注意してください

- タオルの共用を避け、可能な限り空間を分けて生活してください。
- マスクと手洗い、アルコール消毒を心がけてください。
- 手を触れる共用部分はアルコールで消毒しましょう。
- 使用したティッシュはビニール袋に入れて密封して廃棄してください。

（4）自宅療養者等支援物品配送サービスのお知らせ

対象者は陽性の方で、食料品等のストックがなく、支援を希望される方を対象として、1週間程度の食料品・日用品の支援物品をご自宅に配送します。原則、電子申請で申し込みください。申し込み方法：電子申請：https://bit.ly/3oF2SEQ

電話　022-214-1337（月曜日～金曜日　8：30～16：30）

（5）療養解除

【症状がある場合】発症日=症状が出現した日から、10日以上かつ症状軽快後72時間経過後(または症状軽快後24時間以上空けて2回PCR等の検査を行い陰性の場合)

【症状がない場合】検体採取日から7日経過後

※上記はあくまでも一つの基準です。担当保健所支所で確認してください。

（6）診療・検査医療機関

診療・検査医療機関は宮城県の指定を受け保健所と連携してコロナ感染者に対応しています。大人も含めた家族に症状が出た場合の検査（PCR、抗原検査）・治療、濃厚接触者検査も行います。登録医療機関についてはかかりつけ医療機関または受診・相談センターでご相談ください。

2）濃厚接触者

陽性患者の方と接触があり、担当区保健所支所、医療機関、職場などから濃厚接触者と断定の方。同居家族は原則として濃厚接触者と判断されます。

（1）健康観察終了日までの過ごし方

感染症患者と接触があった日の翌日から 7 日間は外出を自粛し、10 日間は自身で健康観察が必要です。くれぐれも通勤、通学などの外出はしないでください。ご自身の体調管理とともに感染拡大防止にご協力お願いします。

（2）生活上の注意

- 職場や学校はお休みし、不要不急の外出・公共交通機関の利用は避けてください。
- 買い物（食料等）は可能ですが、空いている時間帯を選び、短時間で済ませましょう。

【感染者（2）生活上の注意点】も参考に、感染対策を行ってください。

（3）咳や発熱などの症状が出た場合

かかりつけ医、受診・相談センター、夜間相談ダイヤルまたは担当保健所支所に連絡してください。

（4）同居者がいる場合は下記の点について注意してください

濃厚接触者の同居の方は、外出する場合はマスクを着用し手指衛生などの感染対策をしてください。なお、濃厚接触者の同居の方の通勤、通学については、勤務先、通学先に対応をご確認ください。

家庭内では上記【感染者（3）同居者がいる場合】を参考に、感染防止対策を行ってください。

（5）陽性者と同居する濃厚接触者の自宅待機期間について

自宅待機解除期間は次のとおりです。

①陽性者の発症日（陽性者が無症状の場合は、検体採取日）

②陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日

①と②のいずれか遅い方の日を 0 日目として 7 日間（8 日目解除）

（感染対策が難しい場合、陽性者との最終接触日または療養解除日を 0 日目として 7 日間）

10 日間が経過するまでは検温など自身による健康管理や感染対策をしてください。

ただし、社会機能を維持するために必要な事業に従事する人では、検査等により 7 日を待たずに解除することが可能です。

不明な点は担当保健所支所、または事業所等で確認してください。

【参考情報】

詳細に関しては仙台市 HP：https://bit.ly/3oKagyx

【問い合わせ先】

不安・心配、相談事があれば下記に問い合わせください。

受診・相談センター（コールセンター）　　受付時間：24 時間　　022-398-9211

仙台市新型コロナ自宅療養患者向け夜間相談ダイヤル　　開設時間：20：00～8：00

対応：仙台市職員・看護師・医師　　080-3551-5446　　080-3551-8285

不明な点は居住する**保健福祉センター（保健所支所）**に問い合わせください。

- 青葉区保健福祉センター　　022-225-7211（代表）
- 宮城野区保健福祉センター　022-291-2111（代表）
- 若林区保健福祉センター　　022-282-1111（代表）
- 太白区保健福祉センター　　022-247-1111（代表）
- 泉区保健福祉センター　　022-372-3111（代表）

発行：仙台市医師会（感染症担当理事　川村和久監修）2022.2.25（第 1 版）